

令和7年7月 一部内容修正

福島県パートナーシップ制度 利用の手引き



令和6年9月
福島県

目 次

項 目	頁
1 福島県パートナーシップ制度とは	1
2 届出をすることができる方	2
3 届出の手続について	4
3-1 届出の手続の流れ（オンラインの場合）	5
3-2 届出の手続の流れ（郵送の場合）	6
3-3 届出の手続の流れ（オンラインと郵送を併用する場合）	7
4 届出等に必要な書類	8
(1) 新規の届出を行う場合	8
(2) 県内市町村の証明書等をお持ちの方の届出	9
5 届出後の手続き等	10
(1) 再交付を希望する場合	10
(2) 届出の内容に変更があった場合	10
(3) 受理証明書の返還が必要な場合	12
(4) 子、親、近親者等からの申立	12
(5) 記載内容証明書の交付を希望する場合	13
6 利用できるサービス	14
7 よくある質問（Q & A）	15
《参考資料》福島県パートナーシップ制度実施要綱	18

【お問い合わせ先】

福島県 生活環境部 共生社会・女性活躍推進課
住 所：〒960-8670 福島県福島市杉妻町2-16
電 話：024-521-7188
FAX：024-521-7887
E-mail：dei@pref.fukushima.lg.jp

- ※ 電話等によるお問い合わせの際は、「パートナーシップについて」とお伝えください。
- ※ 郵送による書類の提出の際は、封筒の表面に「届出書類在中」と朱書きしてください。

1 福島県パートナーシップ制度とは

福島県では、県民一人一人が個人として尊重され、誰もが安心して暮らすことのできる社会の実現に向け、**令和6年9月2日から「福島県パートナーシップ制度」を開始**します。

この制度は、法律上の婚姻をしていないカップルが、お互いをパートナーシップにあることを届け出たことについて、**県が「福島県パートナーシップ届出書受理証明書」(以下「受理証明書」という。)を交付**するものです。

また、パートナーシップにある者の双方又は一方の子(養子を含む。)、親(養親を含む。)、三親等内の近親者等(以下「近親者等」という。)が、家族として日常の生活において相互に協力し合う関係(**ファミリーシップ**)にあることを、併せて届け出ることができます。

法律上の婚姻とは異なり、法的な効力が生じるものではありませんが、法的に婚姻が認められていない戸籍上同性のカップルや、様々な事情により婚姻の届出をしていないカップルが家族として扱われないことによる生活上の不便さを軽減し、誰もが人生のパートナーと協力しながら、安心して暮らすことができる環境づくりを進めるものです。

<受理証明書イメージ>

(表面)

<p>この証明書の提示を受けた皆様へ</p> <p>この証明書は、届出をしたお二人がお互いを人生のパートナーとして認め合い、日常の生活において相互に協力しながら、継続的に生活を共にする関係にある旨を届け出たことを、福島県が受理したことを証明するものです。</p> <p>法的な効力を有するものではありませんが、提示を受けられた方は、上記趣旨を御理解くださいますようお願いいたします。</p> <p>また、この証明書をお持ちの方が本制度を利用していること等については、本人の同意なく口外しないようお願いいたします。</p> <p>お問合せ先: 福島県生活環境共生社会・女性活躍推進課 電話: 024-521-7188</p>	 福島県
---	---

(裏面)

<p style="text-align: center;">福島県パートナーシップ届出書受理証明書</p> <p>福島県パートナーシップ制度実施要綱の規定に基づき、届出を受理したことを証明します。</p> <table style="width: 100%;"><tr><td style="width: 50%;">【本人】</td><td style="width: 50%;">【パートナー】</td></tr><tr><td>氏名: _____</td><td>氏名: _____</td></tr><tr><td>(____年 ____月 ____日生)</td><td>(____年 ____月 ____日生)</td></tr><tr><td>届出日: ____年 ____月 ____日</td><td></td></tr><tr><td>交付番号: 第 ____号</td><td></td></tr><tr><td>証明日: ____年 ____月 ____日</td><td>福島県知事</td></tr></table> <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">印</div>	【本人】	【パートナー】	氏名: _____	氏名: _____	(____年 ____月 ____日生)	(____年 ____月 ____日生)	届出日: ____年 ____月 ____日		交付番号: 第 ____号		証明日: ____年 ____月 ____日	福島県知事	<p>《 特記事項 》</p> <p>○ 緊急連絡先【この欄の記載は自由です。】</p> <p>※ 急病や怪我等で緊急の連絡が必要な場合は、パートナーへ連絡してください。また、パートナーとの面会を希望します。</p> <p>(本人署名) _____ (パートナーの連絡)</p> <p>○ 子、親、三親等内の近親者等</p> <p>続柄: _____ 氏名: _____ (____年 ____月 ____日生)</p> <p>続柄: _____ 氏名: _____ (____年 ____月 ____日生)</p> <p>続柄: _____ 氏名: _____ (____年 ____月 ____日生)</p> <p>○ 通称名を使用している場合の戸籍上の氏名</p> <p>【本人】 _____ 【パートナー】 _____</p>
【本人】	【パートナー】												
氏名: _____	氏名: _____												
(____年 ____月 ____日生)	(____年 ____月 ____日生)												
届出日: ____年 ____月 ____日													
交付番号: 第 ____号													
証明日: ____年 ____月 ____日	福島県知事												

※ **受理証明書は、二つ折りにすると名刺と同じ大きさです。2枚お渡し**しますので、届出者お一人につき、1枚ずつお持ちください。

2 届出をすることができる方

届出をするに当たっては、以下の5つの要件をすべて満たしている必要があります。お二人の戸籍上の性別、性的指向、ジェンダーアイデンティティは問いません。

また、戸籍上同性のカップルに限らず、事実婚の異性間カップルも届出することができます。

届出の要件	(1) お二人とも成年に達していること(18歳以上)
	(2) いずれか一方が福島県内に住所があるか、又は3か月以内に福島県内への転入を予定していること <ul style="list-style-type: none"> ・ お二人のうち、どちらか一方が県内に住所があれば届出できます。 ・ お二人とも県外に住んでいても、どちらか一方でも3か月以内に県内への転入を予定している場合は、届出をすることができます。<u>ただし、実際に受理証明書をお渡しするのは、県内転入後に住民票の写し等を提出いただいた後</u>になります。(3頁の「転入予定者受付票」参照)
	(3) お二人に民法における配偶者がいないこと <ul style="list-style-type: none"> ・ 戸籍抄本や独身証明書等で確認します。外国籍の方は、配偶者がいないことが確認できる書類(婚姻要件具備証明書等)に日本語訳を添付して提出してください。
	(4) お二人とも、届出をする相手方以外の人とパートナーシップにないこと <ul style="list-style-type: none"> ・ 届出をしようとする方以外の人と、既にパートナーシップにある場合は届出ができません(同様の制度を実施している他の自治体等で、別の人とパートナーシップに係る届出等をしている場合など)。 また、パートナーとなれるのは1人だけです。
	(5) 届出者同士が法律上の婚姻ができない関係にないこと <ul style="list-style-type: none"> ・ 民法第734条から第736条に定められている婚姻ができない関係(直系血族又は三親等内の傍系血族、直系姻族、右表参照)にある場合は届出できません。 ・ ただし、パートナーシップに基づく養子縁組をしているカップル、又はしていたカップルの場合、法的には近親者等となりますが、届出をすることができます。

【民法が規定する婚姻できない関係】
(直系血族又は三親等内の傍系血族、直系姻族の範囲)

※ ○囲みの数字は、親等

転入予定者受付票について

お二人とも県外に住んでいて、今後、どちらか一方が3か月以内に県内への転入を予定している場合は、届出をすることができますが、受理証明書を交付するのは、県内に転入後、住民票の写し等を提出した後になります。

その間、「転入予定者受付票」を交付しますので、一時的に受理証明書に代わる証明書類として御利用ください。

ただし、転入予定者受付票は、あくまで一時的な証明書類ですので、県内転入後は、速やかに住民票の写し等を提出くださるようお願いいたします。

様式第4号（第7条関係）

転入予定者受付票

福島県パートナーシップ制度実施要綱の規定に基づき、次のとおり福島県パートナーシップ届出書を受け付けました。

今後、福島県内に転入された後、下表の提出期限までに住民票の写し又は住民票記載事項証明書を担当課へ提出してください。

届出年月日	
住民票の写し等の提出期限 (届出年月日から3か月以内)	

届 出 者			
フリガナ			
氏名 (通称名)			
生年月日	年 月 日	年 月 日	
住 所	〒 ー	〒 ー	
転入予定日	年 月 日	年 月 日	

年 月 日

福島県知事 印

この提示を受けた事業者等の皆様へ

福島県では、すべての県民が個人として尊重され、誰もが生き生きとした人生を享受することができる共生社会の実現に向け、「福島県パートナーシップ制度」を導入しています。

この制度は、法律上の婚姻をしていないカップルが、お互いを人生のパートナーとして認め合い、日常の生活において相互に協力しながら、継続的に生活を共にする関係（パートナーシップ）にあることを届け出たことについて、福島県が「福島県パートナーシップ届出書受理証明書」を交付する制度です。

この「転入予定者受付票」は、福島県内への転入を予定している県外在住者でこの制度の利用を希望される方が転入するまでの間、発行しているものです。この受付票の所持者が県内の不動産物件等の契約をしようとするときなどに、二人の関係性を説明し、理解をいただくためのものとして、事業者の皆様にご提示することがあります。提示を受けられた方は、その趣旨を十分御理解くださいますようお願いいたします。

また、本制度の利用予定の方の個人情報、本人の同意なく口外しないようお願いいたします。

担当課（問い合わせ先）福島県生活環境部共生社会・女性活躍推進課

電話番号：024-521-7188

3 届出の手續について

(1) お互いの意思の確認

- ・ パートナーシップとは、「互いを人生のパートナーとして認め合い、日常生活において相互に協力し合い、継続的に生活を共にすることを約束した二人の関係のこと」をいいます。
- ・ お互いがパートナーシップにあり、届出の要件(2頁を参照)を満たしていることを確認してください。必ずしも同居が要件ではありません。

(2) ファミリーシップの届出について

- ・ パートナーシップの届出に併せて家族として日常の生活において相互に協力し合う関係(ファミリーシップ)にある方を近親者等として届け出ることができます。
- ・ 届出ができる近親者等は、以下のとおりです。

【ファミリーシップの届出の範囲】

子(養子含む。)、親(養親含む。)、三親等内の近親者等

※未成年の子は、パートナーシップにある者の双方または一方と生計が同一であること

(3) 通称名の記載について

- ・ 日常的に通称名を使用している場合には、通称名で受理証明書を交付することができます。この場合、戸籍上の氏名は、受理証明書の特記事項に記載します。

(4) 届出手続の方法

- ・ 届出に当たっては、福島県パートナーシップ届出書(様式第1号。以下「届出書」という。)と関係書類を提出いただく必要があります。
- ・ 届出は、原則、オンラインとしますが、オンラインができない場合は、郵送により行うこともできます。
- ・ 提出が必要な関係書類については、8頁以降を参照してください。

※ オンライン： ふくしまポータル／行政手続サービス

行政サービスを利用するに当たって

行政サービスを利用するに当たって、県の制度所管課(男女共生課)と県の行政サービスの所管課、又は、県内市町村のサービス等を利用する場合における当該市町村と県の制度所管課との間において、届出の有無の確認など、届出のあった個人情報の内容を共有することがあります。

親等の近親者等に対する説明について

受理証明書に、親等の近親者等の氏名を記載する場合には、届出者から近親者等の方に対し、制度趣旨や受理証明書の活用場面等について、十分な御説明をお願いします。

3-1 届出の手続の流れ（オンラインの場合）

① 届出者は、届出に必要な書類(住民票の写し等)を準備します。(必要書類は、8頁～)

② お二人のうち、お一人が代表し「ふくしまポータル／行政手続サービス」へアクセスします。

【利用方法】

(1) スマホに「ふくしまポータル」アプリをダウンロードするか、又は、スマホやパソコンで「ふくしまポータル」サイトにアクセスする。

・アプリ版:「App Store」又は「Google Play」で、「ふくしまポータル」と検索

・WEB 版: <https://f-portal.pref.fukushima.lg.jp/>

(2) 初めて利用される方は「新規登録」を、既に登録済みの方は「ログイン」で進んでください。

(3) 「サービス一覧」から「行政手続サービス」を選択し、「福島県」→「申請する」→「くらし・環境」→「福島県パートナーシップ届出書(1/5～5/5 ページ目)」に必要事項を入力していく。

※ 利用いただくには、各種デジタルサービスを県民が利用するための総合窓口である「ふくしまポータル」に、アカウントを登録する必要があります。

③ お一人が代表して届出(必要事項の入力・画像データのアップロード)をします。

・お二人のうち、お一人の方が代表して届出フォームへ2人分の入力をしてください。
・必要書類は、スキャン又は写真撮影の上、画像データのアップロードをお願いします。

・画像編集ソフトで加工された画像は受付できません。

・ファイルは、次の形式が利用可能です。

(pdf、jpeg、jpg、png、gif、tiff、tif など)

・サイズは、全体で7MB までにしてください。

必要事項の入力や書類のアップロードをお願いします。

・事前に必要書類を準備いただいてから入力することをおすすめします。

④ 県が、届出の内容を確認します。

・内容を確認し、提出データや内容に不備や添付書類の不足等がある場合は、(電子メールや電話等で)御連絡します。届出者は、内容を確認の上、修正等の御対応をお願いします。

⑤ 県が、受理証明書を郵送(簡易書留等)により交付します。

・書類の確認後、**概ね2週間程度**で届出者の御住所宛てに受理証明書をお送りします。**郵便局の簡易書留等でお送りします**ので、受け取りをお願いします。

3-2 届出の手続の流れ（郵送の場合）

① 届出者は、届出に必要な書類(住民票の写し等)を準備します。(必要書類は、8頁～)

② 届出書の様式を県のホームページよりダウンロードし、必要事項を記入します。

・県のホームページから、届出書の様式を印刷し、必要事項を記入します。
(届出書の作成時は、データ入力により行っていただいても構いません。)

③ 届出書、添付書類を郵送します。

・届出書及び必要書類を準備し、以下の住所に送付してください。

【郵送先】

〒960-8670(専用番号のため、住所記載不要)

福島県福島市杉妻町2-16

福島県生活環境部共生社会・女性活躍推進課

電話 024-521-7188

※ 封筒の表面に「**届出書類在中**」と**朱書き**してください。

④ 県が、届出の内容を確認します。

・内容を確認し、提出書類の内容に不備や添付書類の不足等がある場合は、電子メールや電話等で御連絡します。届出者は、内容を確認の上、修正等の御対応をお願いします。

④ 県が、受理証明書を郵送(簡易書留等)により交付します。

・書類の確認後、**概ね2週間程度**で届出者の御住所宛てに受理証明書をお送りします。**郵便局の簡易書留等でお送りします**ので、受け取りをお願いします。

3-3 届出の手續の流れ（オンラインと郵送を併用する場合）

オンラインと郵送による書類の提出を併用して行う場合は、5～6頁を参照して行ってください。

受理証明書については、オンラインの内容と郵送による書類の内容を確認した後、郵便局の簡易書留等でお送りします。

受理証明書の交付手数料について

受理証明書の交付に係る**手数料は無料**です。ただし、届出に必要な住民票の写しや戸籍抄本を取得するための経費、マイナンバーカード等のコピーに要する経費、オンラインに係る通信費、郵送に係る切手代等は届出者の負担となります。

県からの連絡について

受理証明書をお持ちの方には、制度の改正等があった場合のお知らせや届出内容に変更があった場合の手続き等のお知らせを電子メール等で御連絡しますので、御確認をお願いします。

4 届出等に必要な書類

(1) 新規の届出を行う場合

提出書類		提出方法等	
		電子申請	郵送
新規の届出を行う場合			
全員提出	① 福島県パートナーシップ届出書(様式第1号)	フォームに 入力	原本
	② 現住所が確認できる書類★ (住民票の写し又は住民票記載事項証明書等) ※ 1人につき1通ずつ必要です。 (届出をするお二人が同一世帯の場合は、2人で1通) ※ 個人番号(マイナンバー)が省略されたものを提出してください。誤って個人番号が記載された住民票の写し等を取得された場合は、個人番号の部分を黒塗りするなどして提出してください。 ※ お二人とも県外に住所があり、今後3か月以内に県内への転入を予定している方については、県外住所の住民票で一旦、届出をいただき、どちらか一方が県内に転入後、転入後の住民票の写しを提出してください。	写真などの 画像データ 等	原本
	③ 現在、婚姻していないことを証明する書類★ (戸籍抄本や独身証明書等) ※ 独身証明書は、本籍地の市町村で取得できます。 ※ 外国籍の方は、本国の大使館、領事館が発行する配偶者がいないことを確認できる書類(婚姻要件具備証明書など)に日本語訳(翻訳者氏名も記載)を添付の上、御提出ください。		原本
	④ 本人確認書類の写し (マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等) ※ マイナンバーカードは、顔写真付きの表面のみ御提出ください。裏面に記載されている個人番号は受け取りができませんので、御注意ください。		コピー
【近親者等の氏名等の記載を希望する場合】 ⑤ 近親者等との関係性を確認する書類 (戸籍抄本や住民票の写し等★) ※ 不要な個人情報等は、黒塗りするなどして御提出ください。 ※ 未成年の子の場合は、双方又は一方と生計同一が要件です。別居の場合の提出書類については、お問い合わせ先(目次の頁)に御相談ください。 ※ 住民票の写しの場合は、個人番号(マイナンバー)が省略されたものを提出してください。誤って個人番号が記載された住民票の写し等を取得された場合は、個人番号の部分を黒塗りするなどして提出してください。	原本		
該当者提出	【近親者等の氏名等の記載を希望する場合】 ⑥ 近親者等の氏名等の記載に関する同意書(様式第2号) (15歳以上の場合) ※ この同意書は、近親者等が自署で記載したものを提出してください。 ※ 届出日において15歳未満の子等の場合は、提出不要です。	写真などの 画像データ 等	原本
	【通称名による受理証明書の交付を希望する場合】 ⑦ 通称名を日常的に使用していることが確認できる書類の写し (通称名宛での公共料金のはがきや国民健康保険の被保険者証、顔写真付きの社員証・学生証等) ※ 2種類以上提出してください。		コピー

★は、届出日以前3か月以内に発行されたものに限り、その他、有効期限があるものは、期限内のものを御準備ください。

(2) 県内市町村の証明書等をお持ちの方の届出

県内の市町村が交付したパートナーシップ制度の届出等の証明書をお持ちの方が県の届出を行う場合は、県内市町村の証明書等の写しを提出することで、提出書類の一部省略が可能となります。

提出書類		提出方法等	
		電子申請	郵送
県内市町村のパートナーシップ証明書等をお持ちの方が県の届出を行う場合			
全員提出	① 福島県パートナーシップ届出書(様式第1号)	フォームに 入力	原本
	② 県内市町村のパートナーシップ証明書等の写し		コピー
	③ 現住所が確認できる書類★ (住民票の写し又は住民票記載事項証明書等) ※ 1人につき1通ずつ必要です。 (届出をするお二人が同一世帯の場合は、2人で1通) ※ 個人番号(マイナンバー)が省略されたものを提出してください。誤って個人番号が記載された住民票の写し等を取得された場合は、個人番号の部分を黒塗りするなどして提出してください。	写真などの 画像データ 等	原本
	④ 現在、婚姻していないことを証明する書類★ (戸籍抄本や独身証明書等)	②の提出により省略可	
	⑤ 本人確認書類の写し (マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等)	写真などの画 像データ等	コピー
該当者提出	【市町村のパートナーシップ証明書に近親者等の記載がないが、近親者等の記載を希望する場合】 ⑥ 近親者等との関係性を確認する書類 (戸籍抄本や住民票の写し等★) ※ 不要な個人情報等は、黒塗りするなどしてご提出ください。 ※ 住民票の写し等を提出される 場合は、個人番号(マイナンバー)が省略されたものを提出してください。誤って個人番号が記載された住民票の写し等を取得された場合は、個人番号の部分を黒塗りするなどして提出してください。 ※ 未成年の子の場合は、双方又は一方と生計同一が要件です。別居の場合の提出書類については、お問い合わせ先(目次の頁)に御相談ください。	②の提出により、 内容変更がない場 合は、省略可	
	【市町村のパートナーシップ証明書に近親者等の記載がないが、近親者等の記載を希望する場合】 ⑦ 近親者等の氏名等の記載に関する同意書(様式第2号) (15歳以上の場合) ※ この同意書は、近親者等が自署で記載したものを提出してください。 ※ 届出日において15歳未満の子等の場合は、提出不要です。	写真などの 画像データ 等	原本
	【市町村のパートナーシップ証明書に通称名の記載がないが、通称名の記載を希望する場合】 ⑧ 通称名を日常的に使用していることが確認できる書類の写し (通称名宛ての公共料金のはがきや国民健康保険の被保険者証、顔写真付きの社員証・学生証等) ※ 2種類以上提出してください。		コピー

★は、届出日以前3か月以内に発行されたものに限り、その他、有効期限があるものは、期限内のものを御準備ください。

5 届出後の手続き等

(1) 再交付を希望する場合

受理証明書を紛失したり、汚したりした場合などで、再交付を希望する場合は、以下の書類を提出し、再交付の手続きを行ってください。

紛失して再交付を受けた後に、以前交付された証明書が発見された場合は、以前交付された証明書を返還いただきます。

提出書類		提出方法等	
		電子申請	郵送
受理証明書の紛失、汚損、毀損により再交付申請を行う場合			
全員提出	① 福島県パートナーシップ届出書受理証明書再交付申請書 (様式第5号)	フォームに 入力	原本
	② 本人確認書類の写し (マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等) ※ マイナンバーカードは、顔写真付きの表面のみ御提出ください。裏面に記載されている個人番号は受け取りができませんので、御注意ください。	写真などの 画像データ 等	コピー
	③ 汚損、毀損した受理証明書(紛失の場合は提出不要)	郵送	原本

(2) 届出の内容に変更があった場合

届出の内容に変更があった場合は、変更届出が必要です。

【変更届出が必要な例】

- ・ 氏名、通称名の変更
- ・ 住所の変更 ※
- ・ 受理証明書に記載のある親の死亡
- ・ 受理証明書に記載のある子の独立
- ・ 子を出産したため、子の氏名を追記したい。

※ 受理証明書には住所欄がないため、住所変更の場合には、新しい受理証明書の交付はありませんが、制度所管課において届出者の状況把握のため、届出をお願いします。

変更届出により、受理証明書の内容の変更がある場合は、新しい受理証明書を交付します。(書類の確認後、概ね2週間程度)

変更前の受理証明書を紛失した等により提出できない場合は、再交付手続き(10頁、上段)も併せて行ってください。

届出者お二人が県外に転出する場合は、この手続き(変更手続き)ではなく返還手続き(12頁)を行ってください。

提出書類		提出方法等	
		電子申請	郵送
届出の内容に変更があり、変更届出を行う場合			
全員提出	① 福島県パートナーシップ届出書に関する変更届(様式第6号)	フォームに 入力	原本
	② 本人確認書類の写し (マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等) ※ マイナンバーカードは、顔写真付きの表面のみ御提出ください。裏面に記載されている個人番号は受け取りができませんので、御注意ください。	写真などの 画像データ 等	コピー
【氏名を変更した場合】 ③ 戸籍抄本等★	原本		
【通称名を変更した場合】 ④ 変更がわかる書類	コピー		
【住所を変更した場合】 ⑤ 住民票の写し又は住民票記載事項証明書★ ※ 個人番号(マイナンバー)が省略されたものを提出してください。誤って個人番号が記載された住民票の写し等を取付された場合は、個人番号の部分黒塗りするなどして提出してください。	原本		
【近親者等を新たに届け出る場合】 ⑥ 近親者等との関係が確認できる書類 (戸籍抄本や住民票等の写し等★) ※ 不要な個人情報、黒塗りするなどしてご提出ください。 ※ 住民票の写し等を提出される場合は、個人番号(マイナンバー)が省略されたものを提出してください。誤って個人番号が記載された住民票の写し等を取付された場合は、個人番号の部分黒塗りするなどして提出してください。 ※ 未成年の子の場合は、双方又は一方と生計同一が要件です。別居の場合の提出書類については、お問い合わせ先(目次の頁)に御相談ください。	原本		
【近親者等を新たに届け出る場合】 ⑦ 近親者等の氏名等の記載に関する同意書(様式第2号) (15歳以上) ※ この同意書は、近親者等が自署で記載したものを提出してください。 ※ 届出日において15歳未満の子等の場合は、本人の同意書は不要です。	原本		
【変更届で受理証明書の内容に変更が生じる場合】 ⑧ 変更前の受理証明書 ※ 変更前の受理証明書を紛失した等による提出できない場合は、再交付の手続きを行ってください。	郵送	原本	

★は、届出日以前3か月以内に発行されたものに限り、その他、有効期限があるものは、期限内のものを御準備ください。

(3) 受理証明書の返還が必要な場合

次の場合には、受理証明書の返還が必要です。受理証明書の返還手続きを行ってください。

【返還手続きが必要な場合】

- ① パートナーシップを解消したとき(※1)
- ② 届出者お二人とも県外に転出したとき
- ③ 届出者のいずれか一方が死亡したとき(※2)
- ④ 届出が無効となったとき
(届出の内容の虚偽、不正利用、又は偽造、変造、届出の要件に該当しない等)
- ⑤ 受理証明書の紛失等により再交付を受けた後、再交付前の受理証明書を発見したとき

※1 パートナーシップの解消による返還手続きは、一方からの返還届があれば、パートナーシップが解消されたものとみなします。

※2 一方の死亡による返還の場合に、残されたパートナーの方が、引き続き受理証明書を手元に残しておきたいと希望される場合には、当該受理証明書に、死亡された日の翌日以降使用できない旨を明示した上で、再び交付することができます。

提出書類		提出方法等	
		電子申請	郵送
関係解消や死亡等により受理証明書の返還をする場合			
全員提出	① 福島県パートナーシップ届出書受理証明書返還届(様式第7号)	フォームに入力	原本
	② 返還する受理証明書(紛失の場合は提出不要)	郵送	原本

(4) 子、親、近親者等からの申立

受理証明書に記載された子や親等の近親者等(ただし、15歳以上に限る。)が、受理証明書に記載されている自身の氏名等の削除を希望するときは、申し立てを行うことができます。

近親者等からの申立を受け、県から届出者に受理証明書の提出を求めます。

提出書類		提出方法等	
		電子申請	郵送
近親者等が、受理証明書の氏名等の削除を自ら申立てる場合			
全員提出	① 福島県パートナーシップ届出書受理証明書に関する申立書(様式第8号)	フォームに入力	原本
	② 申立を行う近親者等の本人確認書類の写し(マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等) ※ マイナンバーカードは、顔写真付きの表面のみ御提出ください。裏面に記載されている個人番号は受け取りができませんので、御注意ください。	写真などの画像データ等	コピー

(5) 届出書の記載内容の証明を希望する場合

受理証明書に有効期限はありませんが、最新の日付での証明を求められる場合があります。その場合、以下の書類により交付申請手続きを行っていただければ、届出書の記載内容証明書を交付することができますので、御利用ください。

提出書類		提出方法等	
		電子申請	郵送
届出書の記載内容証明書の交付申請を行う場合			
全員提出	① 福島県パートナーシップ届出書記載内容証明交付申請書 (様式第9号)	フォームに 入力	原本
	② 本人確認書類の写し (マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等) ※ マイナンバーカードは、顔写真付きの表面のみ御提出ください。裏面に記載されている個人番号は受け取りができませんので、御注意ください。	写真などの 画像データ 等	コピー

様式第10号 (第13条関係)

福島県パートナーシップ届出書記載内容証明書

届 出 者			
フリガナ			
戸籍上の氏名 又は通称名※1			
フリガナ			
通称名使用の場合 戸籍上の氏名			
生年月日	年 月 日	年 月 日	
住 所	〒	〒	
届出日・交付番号	年 月 日【第 号】		

子、親、三親等内の近親者等 (ただし、未成年の子は生計同一に限る。)

フリガナ		生年月日	年 月 日	続柄	
氏名		住 所			
フリガナ		生年月日	年 月 日	続柄	
氏名		住 所			
フリガナ		生年月日	年 月 日	続柄	
氏名		住 所			

福島県パートナーシップ制度実施要綱第13条第1項の規定に基づき、上記のとおり福島県パートナーシップ届出書に記載されている内容について証明します。

年 月 日

福島県知事 印

6 利用できるサービス

受理証明書の提示等により利用できる県の行政サービス及び市町村の行政サービスについては、福島県共生社会・女性活躍推進課ホームページに随時掲載していきます。

また、民間事業者等に対しては、今後、周知啓発や協力依頼を行っていきます。

福島県共生社会・女性活躍推進課ホームページ：

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/16005c/partnership-seido-kaishi.html>

7 よくある質問 (Q&A)

区分	No.	質問内容	回答
全般	1	福島県パートナーシップ制度と婚姻制度の違いは何ですか。	婚姻は法律に基づくものであり、婚姻することにより相続権や扶養義務など様々な法律上の権利や義務が発生します。 一方、この制度は、県の内部規定である要綱に基づく制度で、法律上の効果はなく、また、届出により戸籍の記載が変わることもありません。
届出の要件	2	届出することができるのは、同性のカップルだけですか。	同性カップルに限定していません。届出の要件を満たしていれば、戸籍上の性別にかかわらず届出することができ、事実婚のカップルも届出できます。
	3	同居していなくても届出できますか。	パートナーと同居していなくても届出できます。 また、子や親等の近親者等の氏名を記載する場合、同居が要件ではありませんが、未成年の子の記載に関しては、パートナーシップにある者の双方または一方と生計同一が要件です。
	4	転入予定でも届出できますか。	転入予定の方も届出できます。今後、県内へ転入し、公営住居の申し込みなどに必要な場合が想定されるためです。 ただし、実際に受理証明書をお渡しするのは、県内転入後に住民票の写し等を提出いただいた後になります。それまで間は、転入予定者受付票を御利用ください。 なお、県内転入後の住民票の写し等の提出は、3か月以内に行っていただきますようお願いいたします。
	5	外国籍の人でも届出できますか。	外国籍の人でも届出できます。その場合、婚姻要件具備証明書(独身証明書)など、配偶者がいないことが確認できる書類に日本語訳を添付して提出してください。 また、婚姻要件具備証明書(独身証明書)は、大使館・領事館で交付していただけます。 なお、パートナーシップの届出をしても、在留資格や在留期間に変更はありません。
	6	国際結婚をしたカップルは届出できますか。	届出できません。この制度は、婚姻が認められないカップル、様々な事情により婚姻の届出をしていないカップルを対象としております。
	7	既にパートナーと結婚している性的マイノリティのカップルは届出できますか。	届出できません。この制度は、婚姻が認められないカップル、様々な事情により婚姻の届出をしていないカップルを対象としております。
	受理証明書	8	受理証明書は、公的な本人確認書類として使用できますか。
9		受理証明書はどんなことに使えますか。	受理証明書の交付を受けた方は、県営住宅の入居申込や、県立病院での面会等において、法律婚の配偶者と同様に取り扱うこととしています。 なお、パートナーシップの届出をしなくとも利用できるサービスもありますが、受理証明書を提示することで、より二人の関係性の説

区分	No.	質問内容	回答
			<p>明が円滑に行える場合があります。</p> <p>詳しくは、県共生社会・女性活躍推進課のホームページを御覧ください。</p>
受理証明書	10	受理証明書に子や親等の氏名を記載できるようにしたのはなぜですか。	<p>パートナーと協力して子育てをする場合や、親や障がいのある「きょうだい」等を見る場合、園への送迎や緊急医療、病院や介護施設等での面会や付き添いなどにおいて、困りごとが生じることが考えられます。このような場合に、届出受理証明書に子や親等の氏名の記載があれば、その者も含めた関係性を説明しやすくなることが期待されます。</p>
	11	受理証明書は、すぐにもらえますか。	<p>手続きの関係上、すぐに交付することができません。</p> <p>書類を確認後、申請者の住所に簡易書留等で郵送しますので、概ね2週間程度、お時間を頂いております。</p>
	12	受理証明書に有効期限はありますか。	有効期限はありません。
	13	県内市町村のパートナーシップ制度の証明書等を持っていますが、県での手続きは必要ですか。	<p>県内市町村のパートナーシップ制度の証明書等は、県の行政において受理証明書とみなしますので、市町村の証明書等を県行政サービスの窓口で利用することができます。</p> <p>市町村の証明書に加えて、県の受理証明書の交付を希望される場合は、手引きの8頁による届出が必要です。この場合、市町村の証明書の写しを提出いただくことで、戸籍抄本等の提出書類の省略を可能としています。</p>
届出の手続き	14	必要な提出書類は何ですか。	届出書のほか、住民票の写しや戸籍抄本、マイナンバーカードの写し等を提出いただきます。詳しくは、手引きの7頁以降を御覧ください。
	15	通称名は使用できますか。	<p>日常生活において通称を使用しているときは、通称名で証明できます。届出時の添付書類として、通称名宛ての公共料金のはがきや国民健康保険の被保険者証、顔写真付きの社員証・学生証など、通称名を日常的に使用していることが確認できる書類を2種類以上準備し、その写しなどを御提出ください。</p>
	16	代理で届出できますか。	<p>お二人のうちお一人が代表して届出を行っていただきます。</p> <p>やむを得ない事情で、お二人以外の方が代理で届出を行う場合は、県共生社会・女性活躍推進課に御相談ください。</p>
	17	届出をするために費用はかかりますか。	<p>受理証明書の交付に係る手数料は、無料です。</p> <p>ただし、届出に必要な住民票の写しや戸籍抄本を取得するための経費、マイナンバーカード等のコピーに要する経費、オンラインに係る通信費、郵送に係る切手代等は届出者の負担となります。</p>
	18	届出を郵送で行うことはできますか。	届出は、原則、オンラインとしますが、郵送による届出も可能です。詳しくは、手引きの5頁を御覧ください。
	19	プライバシーは守られますか。	<p>県の職員には仕事で知り得た個人情報漏らしてはならないとの守秘義務が課されており、個人情報の保護を徹底します。</p> <p>また、届出にあたっては、原則、オンラインとしており、届出を行う方が他の県庁職員や来庁者等と顔を合わせることはありません。</p>

区分	No.	質問内容	回答
	20	届出者が、県と市にそれぞれ別の方とのパートナーシップの届出があった場合、どうするのですか。	届出時に、「お二人に民法における配偶者がいないこと」「お二人が、他の者とパートナーシップ又はそれに類する関係にないこと」を確認していただきます。届出の内容に虚偽があった場合、当該届出は無効となり、受理証明書を返還していただくとともに、県のホームページで交付番号等を公表します。
	21	なりすましや偽造等の悪用をされませんか。	受理証明書を交付する際には、住民票の写しや戸籍抄本、マイナンバーカードなどの顔写真付きの身分証明書等、複数の書類を提出いただくことで、なりすまし等の悪用を防止します。 なお、受理証明書等の不正利用が判明したとき(偽造等も含む。)は、当該届出は無効となり、受理証明書を返還していただくとともに、県のホームページで交付番号等を公表します。 併せて、刑法上の罪に問われる可能性があります。
	22	パソコンやスマホを持っていませんが、手続きはどうしたら良いですか。	パソコンやスマホをお持ちでない方で届出の手続きにお困りの方については、個別に対応させていただきます。県共生社会・女性活躍推進課に御相談ください。
届出後の手続き	23	受理証明書は再交付してもらえますか。	受理証明書を紛失したり、汚したりしてしまった場合には、再交付できますので、再交付の手続きを行ってください。詳しくは手引きの9頁を御覧ください。
	24	受理証明書の氏名や通称名を変更することはできますか。	変更届に必要な書類を添えて提出いただければ、受理証明書の記載内容を変更して交付します。詳しくは、手引きの9頁を御覧ください。
	25	県外に転出するときはどうしたらいいですか。	お二人とも県外に転出するときは、返還の手続きを行っていただき、返還届とともに、受理証明書を返還してください。
	26	パートナーとの関係を解消した場合はどうすればいいですか。	返還届とともに、受理証明書を返還してください。 なお、お一人分の返還があれば、パートナーシップが解消されたものとみなします。詳しくは手引きの11頁を御覧ください。
	27	パートナーが亡くなりました。受理証明書は返還しなければなりませんか。	パートナーが亡くなられた場合は、お二人の受理証明書を返還してください。 葬儀などの手続きの関係上、すぐに受理証明書の返還をすることが難しい場合は、必要な手続きが終わった後、御返還ください。 また、残されたパートナーの方が、受理証明書を手元に残しておきたいと希望される場合には、当該受理証明書に、死亡された日の翌日以降使用できない旨を明示した上で、再び交付することもできます。
	28	パートナーの方と結婚した場合は受理証明書等を返還しなければなりませんか。	結婚した場合は、受理証明書を返還してください。

福島県パートナーシップ制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、すべての県民が個人として人権や尊厳を尊重されるとともに、一人一人の個性に応じて、主体的に選択された様々な生き方を認め合う社会づくりに向け、法的に婚姻が認められていない戸籍上同性のカップルや、様々な事情により婚姻の届出をしていないカップルが家族として扱われないことによる生活上の不便さを軽減するなど、人生のパートナーと協力しながら安心して暮らせる環境づくりを進め、誰もが生き生きとした人生を享受することができる共生社会を実現することを目指し、福島県パートナーシップ制度の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) パートナーシップ

お互いを人生のパートナーとして認め合い、日常生活において相互に協力しながら、継続的に生活を共にする二人の関係をいう。

(2) パートナー

パートナーシップにある相手方のことをいう。

(3) ファミリーシップ

パートナーシップにある者とその双方又は一方の子(養子を含む。)、親(養親を含む。)、三親等内の近親者及びその他知事が適当と認める者(以下「近親者等」という。)が、家族として日常生活において相互に協力し合う関係のことをいう。ただし、未成年の子(養子を含む。)は、パートナーシップにある者の双方又は一方と生計を同一にするものであることとする。

(届出者の要件)

第3条 届出をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当するパートナーシップにある者とする。

(1) 双方が民法(明治29年法律第89号)第4条に規定する成年に達していること。

(2) 双方又はいずれか一方が、県内に住所を有し、又は3か月以内に県内への転入を予定していること。

(3) 双方に民法における配偶者がいないこと。

(4) 双方が他の者とパートナーシップ又はそれに類する関係にないこと。

(5) 双方が民法第734条から第736条までに規定する婚姻をすることができないとされている者同士の関係にないこと。ただし、双方がパートナーシップに基づき養子縁組をしている、又はしていたことにより当該関係に該当する場合を除く。

(届出及び提出の方法)

第4条 この要綱による届出や書類の提出については、原則、オンラインにより行うものとし、オンラインによることが出来ない場合にあっては、郵送により行うものとする。

(届出)

第5条 届出をする者(以下「届出者」という。)は、福島県パートナーシップ届出書(様式第1号。以下「届出書」という。)により知事に届け出るものとする。

2 届出者は、ファミリーシップにある者を含め、近親者等として届け出ることができるも

のとする。

3 第1項の規定により届出書を提出するときは、次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書（届出日以前3か月以内に発行されたものに限る。）
- (2) 戸籍抄本、独身証明書その他の婚姻していないことを証明する書類（届出日以前3か月以内に発行されたものに限る。）
- (3) 本人確認を行うための次に掲げるいずれかの書類の写し
 - ア マイナンバーカード（個人番号カード）
 - イ 運転免許証
 - ウ 旅券（パスポート）
 - エ その他、官公署が発行した免許証、許可証、資格証明書等であって、本人の顔写真が貼付されたもの
 - オ ア～エに掲げるもののほか、知事が適当と認める書類

4 第2項の規定により近親者等を含めて届け出る場合は、次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 近親者等との関係性を確認できる書類（戸籍抄本や住民票の写し等。届出日以前3か月以内に発行されたものに限る。）
- (2) 近親者等の氏名等の記載に関する同意書（様式第2号）（届出日において15歳以上の近親者等に関する届出に限る。）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

5 第3条第1項第2号に規定する県内へ転入予定である者は、転入後、県内への転入を証明する書類（住民票の写し又は住民票記載事項証明書。県内への転入後であって、当該書類の提出日以前3か月以内に発行されたものに限る。）を知事に提出するものとする。

（通称名の使用）

第6条 届出者が前条第1項の規定による届出において、社会生活上日常的に使用している氏名（以下「通称名」という。）の使用を希望し、知事が必要と認める場合は、戸籍上の氏名と併せて、通称名を使用することができる。

2 前項の規定により通称名を記載する場合にあつては、前条第1項の規定により届出書を提出する際に、当該通称名を社会生活上日常的に使用していることが客観的に明らかとなる書類の写し等を提出するものとする。

（受理証明書の交付）

第7条 知事は、届出者が第3条に規定する要件を満たしていると認めるときは、届出者に対し、福島県パートナーシップ届出書受理証明書（様式第3号。以下「受理証明書」という。）を交付する。ただし、届出時点において一方が転入予定者である届出者（他の一方が県内に住所を有する者である届出者を除く。）又は双方が転入予定者である届出者に対しては、転入予定者受付票（様式第4号）を交付し、当該転入予定者が県内への転入後に発行された住民票の写し又は住民票記載事項証明書（県内への転入後であって、当該書類の提出日以前3か月以内に発行されたものに限る。）を知事に提出した後には交付する。

（受理証明書の再交付）

第8条 前条の規定により受理証明書の交付を受けた者が、紛失、毀損、汚損等により受理証明書の再交付を希望するときは、福島県パートナーシップ届出書受理証明書再交付申請書（様式第5号。以下「再交付申請書」という。）により、知事に提出しなければならない。

い。

- 2 前項の規定により、受理証明書の再交付を受けるときは、第5条第3項第3号に規定する本人確認を行うための書類の写し及び毀損、汚損による場合は、既に交付した受理証明書を提出しなければならない。

(変更等の届出)

- 第9条 第7条の規定により受理証明書の交付を受けた者は、第5条の規定により届出書に記載した事項に変更が生じたときは、福島県パートナーシップ届出書に関する変更届(様式第6号。以下「変更届」という。)により、知事に届け出なければならない。
- 2 前項の規定により変更届を提出するときは、変更内容が確認できる書類及び第5条第3項第3号に規定する本人確認を行うための書類の写しを提出しなければならない。
 - 3 第1項の規定による変更内容が、受理証明書に記載されている事項であるときは、交付を受けた受理証明書を提出しなければならない。

(受理証明書の返還)

- 第10条 届出者は、次の各号のいずれかに該当するときは、福島県パートナーシップ届出書受理証明書返還届(様式第7号。以下「返還届」という。)に受理証明書を添えて、知事に提出しなければならない。また、受理証明書の紛失その他やむを得ない理由があるときは、返還届の提出をもって受理証明書を返還したものとみなす。
- (1) パートナーシップが解消されたとき。
 - (2) 届出者の双方が共に県内に住所を有しなくなったとき。
 - (3) 届出者の一方が死亡したとき。
 - (4) 次条の規定により、届出が無効となったとき。
 - (5) 受理証明書の紛失等により再交付を受けた者が、再交付前の受理証明書を発見したとき。
 - (6) その他前各号に掲げるもののほか、返還すべき事由が生じたとき。
- 2 前項の場合において、知事は、当該届出に係る受理証明書の交付番号を公表することができる。
 - 3 第1項第3号に該当し、受理証明書を返還した者が引き続き当該受理証明書の保持を希望するときは、知事は、当該受理証明書に死亡した日の翌日以降使用できない旨を明示した上で、再び交付するものとする。

(無効となる届出)

- 第11条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該届出を無効とし受理証明書の返還を求めるものとする。
- (1) 届出の内容に虚偽があったとき。
 - (2) 受理証明書を不正に利用し、又は偽造し、若しくは変造したと知事が認めるとき。
 - (3) 第3条の各号の規定に反しているとき。
- 2 前項の場合において、知事は、当該届出に係る受理証明書の交付番号を公表することができる。

(近親者等の氏名等の削除)

- 第12条 第5条第2項の規定により受理証明書に氏名等を記載された近親者等(ただし、15歳以上の者に限る。)は、福島県パートナーシップ届出書受理証明書に関する申立書(様式第8号。以下「申立書」という。)に第5条第3項第3号に定める本人確認を行うための書類の写しを添えて、受理証明書から氏名等を削除するよう知事に申し立てることがで

きる。

- 2 知事は、前項の規定による申立書が提出されたときは、届出者に対し、受理証明書の返還を求めるとともに、当該申し立てを行った近親者等の氏名等を削除した受理証明書を交付する。

(記載内容証明書の交付)

第13条 届出者は、第10条第1項各号のいずれかに該当する場合を除き、福島県パートナーシップ届出書記載内容証明交付申請書(様式第9号。以下「記載内容証明交付申請書」という。)を知事に届出することにより、福島県パートナーシップ届出書記載内容証明書(様式第10号)の交付を受けることができる。

- 2 前項の規定により記載内容証明交付申請書を提出するときは、第5条第3項第3号に規定する本人確認を行うための書類の写しを提出しなければならない。

(個人情報の適正な取扱い)

第14条 知事は、この要綱に基づき収集した個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)等に基づき、適正に管理及び保管するものとする。

(他の自治体との連携)

第15条 知事は、福島県パートナーシップ制度の普及に向けて、県内の市町村及び福島県パートナーシップ制度に類する制度を実施する県外の自治体との連携を推進する。

- 2 福島県パートナーシップ制度に類する制度を実施する県内の市町村が交付したパートナーシップの届出を証する書類(以下「県内市町村の証明書等」という。)については、福島県の行政において、受理証明書とみなす。
- 3 県内市町村の証明書等を有する者が、第5条の規定に基づき届出を行うときは、県内市町村の証明書等の写しを提出することにより、同条第3項第2号及び第4項第1号の書類の提出を省略することができる。

(県民及び事業者への周知及び啓発)

第16条 知事は、県民及び事業者がこの要綱の規定に基づくパートナーシップ制度の趣旨を理解するとともに、これを尊重し、公平かつ適切な対応をとることができるよう、周知及び啓発に努めるものとする。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、福島県パートナーシップ制度の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年9月2日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年7月1日から施行する。

福島県知事 様

福島県パートナーシップ届出書

私たちは、お互いを人生のパートナーとして認め合い、日常の生活において相互に協力しながら継続的に生活を共にする関係にあり、又、福島県パートナーシップ制度実施要綱第3条の規定に基づく届出者の要件を満たしていますので、同要綱第5条第1項の規定に基づき、届け出ます。

届 出 者		
フリガナ		
戸籍上の氏名 又は通称名※1		
フリガナ		
通称名使用の場合 戸籍上の氏名		
生年月日	年 月 日	年 月 日
住 所	〒	〒
転入予定日※2	年 月 日	年 月 日
連絡先電話番号		
メールアドレス		

※1 通称名による受理証明書の交付を希望する場合は、通称名を記入してください。

※2 3か月以内に県内に転入する場合は、福島県内への転入予定日を記入してください。

子、親、三親等内の近親者等（ただし、未成年の子は生計同一に限る。）

フリガナ		生年月日	年 月 日	続柄	
氏名		住 所			
フリガナ		生年月日	年 月 日	続柄	
氏名		住 所			
フリガナ		生年月日	年 月 日	続柄	
氏名		住 所			
フリガナ		生年月日	年 月 日	続柄	
氏名		住 所			
フリガナ		生年月日	年 月 日	続柄	
氏名		住 所			

※ 欄が不足する場合は、別紙に記載してください。

届出に当たっての確認事項

私たちは、福島県パートナーシップ制度に基づく届出を行うに当たり、届出書及び以下の第1表の記載内容が事実と相違ないこと及び、同要綱の規定を遵守することを確認します。

また、第2表のとおり個人情報の取扱いについて同意します。

第1表

確認欄	確認項目		要綱
<input type="checkbox"/>	お二人の関係	届出をするお二人が、お互いを人生のパートナーとして認め合い、日常生活において相互に協力しながら、継続的に生活を共にする関係であること。	第2条
<input type="checkbox"/>	年齢条件	届出をするお二人が民法第4条に規定する成年に達していること。	第3条第1号
<input type="checkbox"/>	住所要件	届出者の住所について、次の(1)(2)のいずれかに該当すること。 (1) お二人又はいずれか一方が、県内に住所を有すること。	第3条第2号
<input type="checkbox"/>	〃	(2) 申請日時点では、二人とも県内に住所はないが、今後3か月以内にお二人又はいずれか一方が県内への転入を予定していること。	
<input type="checkbox"/>	独身要件等	届出をするお二人に民法における配偶者がいないこと。	第3条第3号
<input type="checkbox"/>	〃	届出をするお二人が、他の者とパートナーシップ又はそれに類する関係にないこと。	第3条第4号
<input type="checkbox"/>	近親者ではない	届出をするお二人が、民法第734条から第736条までに規定する婚姻をすることができないとされている者同士の関係にないこと。ただし、双方がパートナーシップに基づき養子縁組をしている、又はしていたことにより当該関係に該当する場合を除く。	第3条第5号

※ 内容を確認の上、□に✓を付けてください。(住所要件については(1)(2)のいずれか、その他事項については、すべての項目に☑が必要です。)

第2表

確認欄	個人情報の取扱いに関する確認項目
<input type="checkbox"/>	利用する行政サービスに関する確認などのため、県の制度所管課と県の行政サービスの所管課、又は、県内市町村のサービス等を利用する場合における当該市町村と県の制度所管課との間において、当該制度利用に関する個人情報を共有することに同意します。
<input type="checkbox"/>	変更届等手続に関するご案内などのため、県の制度所管課から届出者へ電話、メール等で連絡することに同意します。

※ お二人が同意する場合に□に✓を入れてください。(すべての項目に☑が必要です。)

【添付書類の確認】

- (1) お二人の住民票の写し又は住民票記載事項証明書等*
- (2) 県内市町村が交付したパートナーシップ制度の証明書等の写し（該当者のみ）
- (3) お二人の戸籍抄本、独身証明書等*（(2)を添付した場合は省略可）
- (4) お二人のマイナンバーカード、運転免許証、パスポート等の写し
- (5) 子や親等の近親者等の氏名等の記載を希望する場合、その方の戸籍抄本や住民票の写し等*で関係性が確認できるもの。ただし、(2)に近親者等の氏名等の記載があり内容の変更がない場合は省略可。
- (6) 15歳以上の近親者等の氏名等の記載を希望する場合「近親者等の氏名等の記載に関する同意書(様式第2号)」
- (7) 通称名を日常的に使用していることが確認できる書類の写し（2種類以上）

※ 提出する添付書類の□に✓を入れてください。

※ *については、届出日以前3か月以内に発行されたものに限りします。

年 月 日

福島県知事 様

近親者等の氏名等の記載に関する同意書（15歳以上）

私は、(届出者) _____ 及び(届出者) _____ が福島県パートナーシップ制度実施要綱第5条の規定による届出をするにあたり、福島県パートナーシップ届出書受理証明書に私の氏名及び生年月日を記載することに同意します。

【同意者】氏名 _____

生年月日 _____ 年 月 日生（ _____ 歳）

届出者との関係 _____

代筆の場合

代筆者氏名 _____

代筆の理由 _____

（表面）

<p>この証明書の提示を受けた皆様へ</p> <hr/> <p>この証明書は、届出をしたお二人がお互いを人生のパートナーとして認め合い、日常生活において相互に協力しながら、継続的に生活を共にする関係にある旨を届け出たことを、福島県が受理したことを証明するものです。</p> <p>法的な効力を有するものではありませんが、提示を受けられた方は、上記趣旨を御理解くださいますようお願いいたします。</p> <p>また、この証明書をお持ちの方が本制度を利用していること等については、本人の同意なく口外しないようお願いいたします。</p> <p>お問合せ先：福島県生活環境部共生社会・女性活躍推進課 電話：024-521-7188</p>	<div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;">  <p style="font-size: 24px; font-weight: bold; margin-top: 10px;">福島県</p> </div>
---	---

二つ折り

（裏面）

<p style="text-align: center;">福島県パートナーシップ届出書受理証明書</p> <p>福島県パートナーシップ制度実施要綱の規定に基づき、届出を受理したことを証明します。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">【本人】</td> <td style="width: 50%;">【パートナー】</td> </tr> <tr> <td>氏名： （ 年 月 日生）</td> <td>氏名： （ 年 月 日生）</td> </tr> <tr> <td>届出日： 年 月 日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>交付番号： 第 号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>証明日： 年 月 日</td> <td style="text-align: right;">福島県知事</td> </tr> </table> <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">  </div>	【本人】	【パートナー】	氏名： （ 年 月 日生）	氏名： （ 年 月 日生）	届出日： 年 月 日		交付番号： 第 号		証明日： 年 月 日	福島県知事	<p>《 特記事項 》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 緊急連絡先【この欄の記載は自由です。】 ※ 急病や怪我等で緊急の連絡が必要な場合は、パートナーへ連絡してください。また、パートナーとの面会を希望します。 （本人署名） _____ （パートナーの連絡先） _____ ○ 子、親、三親等内の近親者等 続柄： 氏名： （ 年 月 日生） 続柄： 氏名： （ 年 月 日生） 続柄： 氏名： （ 年 月 日生） ○ 通称名を使用している場合の戸籍上の氏名 【本人】 _____ 【パートナー】 _____
【本人】	【パートナー】										
氏名： （ 年 月 日生）	氏名： （ 年 月 日生）										
届出日： 年 月 日											
交付番号： 第 号											
証明日： 年 月 日	福島県知事										

※ 大きさは、縦 5.5 センチメートル、横 18.2 センチメートルとし、横二つ折りとする。

転入予定者受付票

福島県パートナーシップ制度実施要綱の規定に基づき、次のとおり福島県パートナーシップ届出書を受け付けました。

今後、福島県内に転入された後、下表の提出期限までに住民票の写し又は住民票記載事項証明書を担当課へ提出してください。

届出年月日	
住民票の写し等の提出期限 (届出年月日から3か月以内)	

届出者		
フリガナ		
氏名 (通称名)		
生年月日	年 月 日	年 月 日
住所	〒 ー	〒 ー
転入予定日	年 月 日	年 月 日

年 月 日

福島県知事 印

この提示を受けた事業者等の皆様へ

福島県では、すべての県民が個人として尊重され、誰もが生き生きとした人生を享受することができる共生社会の実現に向け、「福島県パートナーシップ制度」を導入しています。

この制度は、法律上の婚姻をしていないカップルが、お互いを人生のパートナーとして認め合い、日常の生活において相互に協力しながら、継続的に生活を共にする関係（パートナーシップ）にあることを届け出たことについて、福島県が「福島県パートナーシップ届出書受理証明書」を交付する制度です。

この「転入予定者受付票」は、福島県内への転入を予定している県外在住者でこの制度の利用を希望される方が転入するまでの間、発行しているものです。この受付票の所持者が県内の不動産物件等の契約をしようとするときなどに、二人の関係性を説明し、理解をいただくためのものとして、事業者の皆様へ御提示することがあります。提示を受けられた方は、その趣旨を十分御理解くださいますようお願いいたします。

また、本制度の利用予定の方の個人情報、本人の同意なく口外しないようお願いいたします。

担当課（問い合わせ先）福島県生活環境部共生社会・女性活躍推進課

福島県パートナーシップ届出書受理証明書再交付申請書

年 月 日

福島県知事 様

(申請者) 住 所
氏 名

福島県パートナーシップ届出書受理証明書の再交付を受けたいので、福島県パートナーシップ制度実施要綱第8条の規定により、下記のとおり申請します。

届出済みの内容		
フリガナ		
戸籍上の氏名 又は通称名		
生年月日	年 月 日	年 月 日
届出日・交付番号	年 月 日【第 号】	
再交付申請書の内容		
再交付を 求める書類 <small>(該当する□に✓を記入)</small>	<input type="checkbox"/> 受理証明書	<input type="checkbox"/> 受理証明書
再交付の理由 <small>(該当する□に✓を記入)</small>	<input type="checkbox"/> 紛失 <input type="checkbox"/> 毀損 <input type="checkbox"/> 汚損 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 紛失 <input type="checkbox"/> 毀損 <input type="checkbox"/> 汚損 <input type="checkbox"/> その他 ()

※1 毀損、汚損により受理証明書の再交付を受けるときは、再交付申請書に既に交付した受理証明書を郵送等により返還してください。

※2 紛失により受理証明書を添付できない場合は、発見後速やかに返還してください。

<p>【添付書類の確認】</p> <p><input type="checkbox"/> 申請者お一人のマイナンバーカード、運転免許証、パスポート等の写し</p> <p><input type="checkbox"/> 汚損、毀損した受理証明書（紛失の場合は提出不要）</p>

※ 提出する添付書類の□に✓を入れてください。

福島県知事 様

福島県パートナーシップ届出書に関する変更届

福島県パートナーシップ制度実施要綱第9条第1項の規定により、届出書に記載した事項の変更を届け出ます。

届出者		
フリガナ		
戸籍上の氏名 又は通称名		
届出日・交付番号	年 月 日【第 号】	

届出者に関する変更		
変更事項(該当する□ に✓を入れる)	変更前	変更後
<input type="checkbox"/> 氏名変更 <input type="checkbox"/> 通称名変更 <input type="checkbox"/> 住所変更 <input type="checkbox"/> その他		
近親者等に関する変更		
<input type="checkbox"/> 氏名変更 <input type="checkbox"/> 住所変更 <input type="checkbox"/> その他		

○氏名等の記載を削除する近親者等

氏名		生年月日	年 月 日	続柄	
氏名		生年月日	年 月 日	続柄	

○新たに届け出る近親者等

フリガナ		生年月日	年 月 日	続柄	
氏名		住 所			

【添付書類の確認】

- 届出者お二人のマイナンバーカード、運転免許証、パスポート等の写し
- (氏名を変更した場合) 戸籍抄本等*
- (通称名を変更した場合) 変更がわかる書類
- (住所を変更した場合) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書*
- (近親者等を新たに届け出る場合) 新たに届け出る近親者との関係が確認できる書類(戸籍抄本や住民票の写し等*)
- (新たに届け出る近親者等が15歳以上の場合) 「近親者等の氏名等の記載に関する同意書(様式第2号)」
- (変更届で受理証明書の内容に変更が生じる場合) 受理証明書

※ 提出する添付書類の□に✓を入れてください。

※ *については、届出日以前3か月以内に発行されたものに限りです。

福島県知事 様

福島県パートナーシップ届出書受理証明書返還届

福島県パートナーシップ制度実施要綱第10条第1項の規定により、受理証明書の返還事由が生じたので届け出ます。

届 出 者	
フリガナ	
戸籍上の氏名 又は通称名	
届出日・交付番号	年 月 日【第 号】

返還事由等	
返還事由 (該当する□に ✓を入れる)	<input type="checkbox"/> パートナーシップが解消されたため。 <input type="checkbox"/> 届出者の双方が共に県内に住所を有しなくなったため(一時的な場合を除く)。 <input type="checkbox"/> 届出者の一方が死亡したため。(欄外※を確認してください。) <input type="checkbox"/> 届出の内容に虚偽があったため届出が無効となったため。 <input type="checkbox"/> 受理証明者を不正に利用し、又は偽造し、若しくは変造したと認められたため。 <input type="checkbox"/> 受理証明書の紛失等により再交付を受けた者が、再交付前の受理証明書を発見したため。 <input type="checkbox"/> その他(具体的に) ()
返還する 受理証明書 (該当する□に ✓を入れる)	<input type="checkbox"/> 受理証明書を郵送により返還しますが、再度、交付を希望します。 (返還枚数 枚) <input type="checkbox"/> 受理証明書を郵送により返還します。再度の交付は希望しません。 (返還枚数 枚) <input type="checkbox"/> 紛失等により受理証明書は返還できません。 <input type="checkbox"/> その他 ()

※ いずれか一方の死亡により受理証明書を返還する場合は、希望により当該受理証明書に死亡された日の翌日以降使用できない旨を明示した上で、再び交付することができます。

福島県パートナーシップ届出書受理証明書に関する申立書

年 月 日

福島県知事 様

(申立者) 住 所
氏 名
連絡先

福島県パートナーシップ制度実施要綱第12条第1項の規定により、受理証明書から私の氏名及び生年月日を削除するよう申し立てます。

○氏名及び生年月日の削除をする近親者等

氏名	生年月日	年 月 日	続柄

○受理証明書に記載の届出者の氏名

届 出 者	
フリガナ	
受理証明書に記載の氏名	

【添付書類の確認】

申立者のマイナンバーカード、運転免許証、パスポート等の写し

※ 提出する添付書類の□に✓を入れてください。

福島県知事 様

福島県パートナーシップ届出書記載内容証明交付申請書

(申請者) 住 所
氏 名

福島県パートナーシップ制度実施要綱第13条第1項の規定により、福島県パートナーシップ届出書記載内容証明書の交付を申請します。

届出済みの内容		
フリガナ		
戸籍上の氏名 又は通称名		
生 年 月 日	年 月 日	年 月 日
届出日・交付番号	年 月 日【第 号】	
利用目的		
利用目的		

【添付書類の確認】

- 申請者お一人のマイナンバーカード、運転免許証、パスポート等の写し

※ 提出する添付書類の□に✓を入れてください。

福島県パートナーシップ届出書記載内容証明書

届 出 者		
フリガナ		
戸籍上の氏名 又は通称名※1		
フリガナ		
通称名使用の場合 戸籍上の氏名		
生 年 月 日	年 月 日	年 月 日
住 所	〒	〒
届出日・交付番号	年 月 日【第 号】	

子、親、三親等内の近親者等（ただし、未成年の子は生計同一に限る。）

フリガナ		生年月日	年 月 日	続柄	
氏名		住 所			
フリガナ		生年月日	年 月 日	続柄	
氏名		住 所			
フリガナ		生年月日	年 月 日	続柄	
氏名		住 所			

福島県パートナーシップ制度実施要綱第 13 条第 1 項の規定に基づき、上記のとおり福島県パートナーシップ届出書に記載されている内容について証明します。

年 月 日

福島県知事 印